

平成29年第3回 飯塚市議会会議録第6号

平成29年6月29日（木曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第21日 6月29日（木曜日）

第1 常任委員会委員長報告

- 1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）
 - （1）議案第47号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例
 - （2）議案第48号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
 - （3）議案第54号 飯塚市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
 - （4）請願第13号 「原子力損害の賠償に関する法律（原子力損害賠償法）を実効性あるものに改正することを求める意見書」の提出を求める請願
- 2 福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）
 - （1）議案第49号 飯塚市保育士修学資金貸付金条例
- 3 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）
 - （1）議案第50号 契約の締結（長楽寺団地公営住宅建設工事）
 - （2）議案第51号 市道路線の認定
 - （3）議案第52号 専決処分の承認（平成29年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））

第2 平成29年度一般会計補正予算特別委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第46号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）

第3 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第53号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

第4 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第7号 ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書の提出
- 2 議員提出議案第8号 学校法人「加計学園」に関する意見書の提出
- 3 議員提出議案第9号 「共謀罪法」の廃止を求める意見書の提出

第5 常任委員会の閉会中の継続審査事件

第6 特別委員会の設置

第7 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第8号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 2 報告第9号 継続費繰越計算書の報告（平成28年度飯塚市一般会計）
- 3 報告第10号 継続費繰越計算書の報告（平成28年度飯塚市学校給食事業特別会計）
- 4 報告第11号 繰越明許費繰越計算書の報告（平成28年度飯塚市一般会計）
- 5 報告第12号 繰越明許費繰越計算書の報告（平成28年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計）
- 6 報告第13号 事故繰越計算書の報告（平成28年度飯塚市一般会計）
- 7 報告第14号 平成28年度飯塚市水道事業会計の予算繰越

- 8 報告第15号 平成28年度飯塚市土地開発公社の決算
 - 9 報告第16号 平成29年度飯塚市土地開発公社の事業計画及び予算
 - 10 報告第17号 平成28年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算
 - 11 報告第18号 平成29年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算
 - 12 報告第19号 平成28年度一般財団法人サンビレッジ茜の決算
 - 13 報告第20号 平成29年度一般財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算
 - 14 報告第21号 平成28年度一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の決算
 - 15 報告第22号 平成29年度一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の事業計画及び予算
- 第8 署名議員の指名
- 第9 閉会

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（藤浦誠一）

これより、本会議を開きます。常任委員会に付託してありました議案第47号から議案第52号までの6件、議案第54号及び請願第13号、以上8件を一括議題といたします。

総務委員長の報告を求めます。27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

総務委員会に付託を受けました議案3件及び請願1件について、審査した結果を報告いたします。「議案第47号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本条例により、どのような効果が見込めるのかということについては、本年7月から条例を施行することにより、年間で約227万円の削減効果があり、また、職員に対しても、行財政改革の意識づけができるものと考えているという答弁であります。

次に、財政効果を考えるのであれば、特別職に関して報酬審議会を開催し、本則を改正すべきではないのかということについては、市長が社会経済情勢や他市の状況、本市の財政状況等を鑑み、意見聴取が必要であると判断をすれば、開催を検討していくことになるが、これまでのところ、その必要性は少なかったと考えているという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第48号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第54号 飯塚市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。その質疑応答の主なものとして、なぜ、この時期に提案したのかということについては、市長に立候補する時点での基本姿勢として、特別職の資産等は公開すべきであるとの意思表示をしていたため、提案したものであるが、追加提案となったことについては反省しているという答弁であります。

次に、本案の資産報告は、以前の政治倫理条例による資産報告よりも内容の薄いものであり、体裁だけを整えて市民の批判をかわすがごとく行う条例改正である。どうしても必要というのであれば、政治倫理審査会の機能や権限をさらに強化し、資産報告の審査会機能を加えた、政治倫理条例の改正を行うべきではないのかということについては、今回提案している特別職の資産公開は、国会議員の資産等の公開等に関する法律の趣旨に基づいたものであり、どちらが

厳しいものであるかというのは、それぞれの項目によって異なると考えている。まずは、市民がなぜ資産公開をしないのかと、不信感や不安感を持っていることを払拭して、スタートしたいと思い提案したもので、この改正を第一歩と捉え、市議会とも協議しながら考えていきたいという答弁であります。

このような審査の過程において、委員の中から、市議会議員の信頼を確保するためとして、本案に市議会議員の資産公開に関する条文を加える修正案が提出されました。

修正案に対する質疑応答の主なものとして、一昨年に廃止した資産公開を、なぜ、いま復活させようとするのか、また廃止時には、あまりにも性急すぎる審議であると非難されたが、今回も修正案の提出後、すぐに採決するようなことでよいのかということについては、市長が政治活動の透明性や信頼性を高めようと提案したものである以上、議員も市民の信頼に応えるべきであると考え、あわせて提出したものであるという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、特別職並びに市議会議員が資産公開を行うことは、歓迎すべきことであるが、今後さらなる議論を行い、より厳しい制度としていくための第一歩ととらえ、修正案及び修正部分を除く原案について、いずれも賛成であるとの意見が出され、採決を行った結果、修正案及び修正部分を除く原案については、いずれも賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第13号 「原子力損害の賠償に関する法律（原子力損害賠償法）を実効性あるものに改正することを求める意見書」については、慎重に審査するという事で、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

総務委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は、ただいまの総務委員長報告のうち「議案第54号 飯塚市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」案並びに修正案に対し、賛成の立場から討論を行います。

2015年12月18日、12月定例会最終日政治倫理条例改正によって、市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、そして、飯塚市議会議員を対象とする資産公開制度が廃止されて18カ月。政治倫理基準の強化と、資産公開制度の復活、強化を求める市民の目の前で、前市長、前副市長、さらに当時教育長で、現市長も加わったことのあるかけマージャン事件が未解決のまま。続いて、副市長と市議会議員が業者と旅行した事件が発覚し、清潔で、透明な市政づくりへ市長と市議会がどういう態度をとるのか。このことが鋭く問われています。そこで、まず、市長が提出した原案について述べます。今回改正の重要な点は、これまで市長だけだった資産公開の対象を、副市長、教育長、企業管理者に拡大するものです。その弱点を指摘すれば、第1に政治倫理基準が欠落したままであることが挙げられます。第2に、政治倫理審査会の資産報告の審査を排除したままであることが挙げられます。そして第3に、報告すべき項目が大ざっぱになっていることが挙げられるのであります。ここで私が特に指摘したい政治倫理基準の欠落している重要な部分は、第1に、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手である市長、副市長、上下水道事業管理者、現在は企業管理者、教育長及び市議会議員が市民全体の奉仕者としての、その人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による市への影響力を不正に行行使して、自己の利益を図ることのないよう、必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信任に応え、あわせて市民も市政に対する正しい認識

と自覚のもとに、正常で民主的な市政の発展に寄与することを目的とすること。第2に、市長等及び議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し、みずから進んでその高潔性を明らかにしなければならないこと。この2点であります。そもそもこの市長だけを対象にした資産公開条例は、2015年12月の政治倫理条例の中の資産公開制度の廃止によって、法律で定められた市長の資産公開に空白が生じるのを避けるために、空白を埋めるためにとりあえずという位置づけで政治倫理条例とは別建てでつくられたものであります。市長がより厳しい内容にすることを議会との調整を図りながら検討していきたいというのであれば、政治倫理条例の中に明確に資産公開制度を復活して強化するべきであります。

次に、民進党が総務委員会で提案し、可決された修正案について述べます。この主な点は、資産公開の対象を副市長、教育長、企業管理者に広げる原案に対して、さらに、市議会議員にまで広げるところにあります。修正案提案者が、より厳しい資産公開制度にすることを考えることはやぶさかではないというならば、やはり政治倫理条例の中にしっかりした資産公開制度を復活し、強化する方向たどることが求められます。とりあえず市長について、法によって義務づけのある資産公開の空白を埋めるためとして出発した現在の条例の対象を、副市長、教育長、企業管理者に広げる原案を提出した市長。そして、さらに市議会議員にまで広げる修正案の提案者がともに今後、より厳しい資産公開制度を目指すことと述べるに至ったことは市民の戦いによる前向きの変化と捉え、積極的に歓迎するものであります。このより厳しい資産公開制度づくりについては政治倫理条例の抜本的な改正と強化による方法、あるいは市長等の資産公開条例の抜本的な改正と強化による方法が考えられますが、日本共産党は第1に、2015年8月10日付の政治倫理審査会意見書のとおり、同居親族までの対象拡大を初め、5つの意見を取り入れることを目指す。第2に、今回改正をより透明性のある市政と市議会への本格的な共同への第一歩とする。第3に、市民参加のもと、市長、市議会との協議を進め、9月議会か12月議会までにこれを実現することを展望する。この3つの立場をこの際、表明するものであります。

最後に、2015年12月18日政治倫理条例を改正し、資産公開廃止に加わった議員の皆さんにこれまでの行きがかりを捨て、透明性のある市政と市議会への第一歩として、この際、原案並びに修正案に賛同されることを心から呼びかけて、私の討論とします。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。18番 城丸秀高議員。

○18番（城丸秀高）

而今会の城丸と申します。私は、而今会を代表しまして、総務委員長長の報告に対し、議案第54号及びその修正案に対し、反対の立場で討論をいたします。

私たちは2015年12月に、それまでの資産報告を含めた政治倫理条例が、違法な蓄財等に対し、何の抑制力にもなっていないということで、定期的な資産報告は廃止をしましたが、新しい政治倫理条例を成立させました。このことにつきましては、市民の皆様にはさまざまなご意見、ご批判があることは十分承知をしております。特に、その決める過程において、市民の皆様のご意見も聞かず、短時間の審議で議決したことにつきましては、深く反省をいたしております。この政治倫理条例の改正は、資産報告を提出したくないため廃止したものではなく、より実効性の高い政治倫理条例にするために、改正をしたものと思っておりますし、それまでの資産報告を含めた政治倫理条例よりも1歩前進したものだと思っております。しかしながら、今回上程されております、副市長、教育長、企業管理者の資産公開を復活する飯塚市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案、また、市議会議員も対象に加えた同修正案は、現在市長がやっておられる政治倫理確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律に準じたもので、2015年12月に廃止した飯塚市の資産公開条例と比べ、審査会の設置もなく、確定申告書の提出義務もありません。公開された資産についてのチェック機能が全くなく、市

民の求める資産公開制度とはかけ離れたものになるのではないかと思いますし、以前の資産公開に比べても、2歩も3歩も後退していると思います。私たちは2015年12月に成立した定期的に資産公開を廃止した政治倫理条例が完全なものであるとはもちろん考えておりませんし、最初にも言いましたが、これに対してさまざまなご意見、ご批判があることも十分承知をしております。市長も総務委員会の中で、公開だけではなく、政倫審などによるチェック機能を充実して、倫理性を向上させると言われております。そうであるなら、この際、2歩も3歩も後退したような資産公開制度を復活するのではなく、市民の皆様とある程度時間をかけて意見交換や協議を重ね、より実効性のある、より違法な蓄財に対して抑制力となり得る資産公開を含めた政治倫理条例にしていくべきではないかと考えます。

以上の理由で、議案第54号、及びその修正案に対し、反対をいたします。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。5番 光根正宜議員。

○5番（光根正宜）

公明党の光根でございます。総務委員長報告の「議案第54号 飯塚市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」、並びにその修正案につきまして、賛成の立場で討論いたします。

私たち、公明党市議団は一昨年12月の資産公開の廃止に関しまして、反対をいたしました。本来、議員は市民の皆様積極的に公開していくべきものであると考えます。よって、今回の市長及び特別職ともに、議員も資産報告の公開については歓迎すべきものと考えます。しかしながら、この修正案では、報告書に関しては国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条の規定に基づくものとなっており、この条件ではかつての本市の条例よりも緩く不十分なものであると思います。今後しっかり議論し、さらによりよいものとなる第一歩と捉え、原案並びに修正案につきまして、賛成をいたします。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

「議案第54号 飯塚市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」に対し、市長提案の原案並びに勝田委員提案の修正案、その双方に反対の立場から討論をいたします。

市長提案の原案は、その提案理由にあるように、資産公開対象者を市長のみから副市長、教育長、企業管理者へ広げるものであります。また、民進党勝田委員の修正案は、その対象者を議員に広げるものであります。本条例案双方に対する反対の理由として、3点挙げます。まず第1に、この資産公開制度そのものが持つ問題点についてであります。次に、その審議過程についてであります。最後に、政治姿勢についてであります。以上3点の反対理由について以降述べます。

まず第1の、この資産公開制度そのものが持つ問題点についてであります。御承知のように、この資産公開制度は昭和58年兵庫県堺市で政治倫理条例として誕生します。誕生したきっかけは、収賄事件で有罪判決が確定した市議が辞めずに居座ったことから始まります。このようなことが二度とないようにと、市議や市民が学者の協力を得て、政治倫理条例を定めました。その中で資産公開制度はアメリカでウォーターゲート事件の反省から生まれた政府倫理法に学んで定められました。改正前の政治倫理条例の資産公開制度では、市長や議員に毎年1月1日時点の資産等を報告させ、それを公表すること。また、報告書について疑問がないか、審査会で審議することとなっていました。審査の際に、資産報告書に疑義があるときは報告義務者からの事情聴取等、必要な調査を行うことができることとなっており、何でこの議員の資産はことしこんなにふえているの。会社からの給与や議員報酬では説明がつかないよね、といったような不自然な資産の増加があれば、汚職の疑い、そして調査となるわけでありまして。しかし、

一見うまく機能しそうに見える制度ですが、実際はそうではありません。資産公開法と同様、たんす預金は、報告義務はありませんし、例えば3つの通帳があっても、2つ分しか資産報告書にのせなくても、実際はわかりません。当然、市長や議員が業者から今度のどこどこの工事はうちの会社にと、お金や宝飾品をもらっても、資産報告書に載せるはずもありません。この点を捉え、私はザル法と呼びました。それに対して、ザル法と言うなら、制度を強化すべきと批判をいただきました。しかし市の条例で設置する審査会に検察のような強い調査権限を持たせることもできませんし、市外にある金融機関に、誰々議員の預金はいくらあるか答えなさいと、強制することもできません。配偶者や同居の親族まで資産報告させろという方もおられますが、息子や娘のプライバシーを犠牲にしても、不正発見に有効な制度とはなりません。市の条例の限界です。不正の発見は、警察、検察の仕事なのです。議員の資産公開制度が政令市を除く793市のうち42市だけしかないのは、この制度の持つ限界からだと考えています。また、飯塚だけでなく、他の自治体を含め、この資産公開制度で実際に不正な働きかけを見つけた、不正なお金が報告されたという事例を、私たちや市側も知らないだけではなく、旧庄内町や川崎町の事件のように、制度があったのに、不正が発見できなかった。つまり有効でないことが証明された事例さえあります。私が、資産公開制度が不正防止、不正発見に役立たない、実効性がないというのは、以上の理由からです。そして、この資産公開制度が政治家の不正防止、不正発見に役立たない、実効性がないという点については市長も理解されているはずです。この点については、3月議会の私の資産公開によって不正が発覚した事実は、私どもも執行部も知らない。資産公開制度が必要と言うには資産公開制度は有効だという前提があって、初めて成り立つと思うがどうかという質問に対し、本当に効果があるかと問われると、そのことだけで効果があるものだろうとは正直、私も考えておりませんと市長がお答えになりました。また、6月19日の議会運営委員会における市長の資産公開制度だけで不正を未然に防ぐといったことにはならないかもしれないかもしれないといった発言からも明らかであります。また、今回修正案を提案された勝田委員の所属する民進党についても、一昨年12月の条例改正時には賛成しておられますし、今回の審議に当たり、資産公開制度が有効であるとわかったという発言は一切ありません。このように、実効性のない制度を制度として採用すべきではありません。

次に、その審議過程についてであります。一昨年12月の政治倫理条例改正に当たり、私たち市議会が非常に多くの批判を受けた点の1つとして審議が早過ぎるという点がありました。委員会付託を省略した上で、わずか2時間半程度での審議による拙速な議論で資産公開制度が廃止された。これは暴挙であると言われました。しかし、今回の委員会審議はおよそ45分あります。市長提案の原案だけでなく、修正案も含めて45分の審議にとどまります。それも以前、市民団体が求めた請願とも、政治倫理審査会が求めていた資産公開とは大きく違う内容であるのに、その議論は尽くされていない。そう考えます。

最後に、政治姿勢であります。市長は6月19日の議会運営委員会で、私と一緒に仕事をする特別職も、私と同様な思いで職務に当たってほしいとの願いから、資産報告をすることとしたと述べられました。そのことと条例改正は別問題であります。市長が、副市長、教育長、企業管理者に市長と同じ思いで職務に当たってほしいと思って資産報告が必要だと考えたのなら、条例改正することなく、自主的に公開すれば済みます。条例改正を行うということは、ご自分の政治姿勢だけの問題ではなく、将来にわたって、飯塚市として必要だと考えるということでもあります。この点に関し、検討不足であると言わざるを得ません。また、市長は3月議会での私たちの行った政治倫理条例の改正をどう理解しているのかという私の質問に対し、どうあるべきかということのみずからに問いただす意味でも自分なりに一生懸命に話の内容を伺っていたつもりだ。現在の資産公開を中心とした政治倫理条例のあり方ではあまりにも抜け道が多いので、資産公開は廃止する。しかしながら、政治倫理規範については、より重視するというところでやり取りがあっていたように私は記憶しておりますと言われ、続けて市民の皆さんに襟を

正して、私そして議会も含めた市としてのありようをどうお示しするべきか。議会の皆さんとも今後一緒に考えていきたいと思っているところがございますと答えられました。議会の皆さんとも今後一緒に考えていきたいと、3月議会の私の質問にしっかり答えられているわけがあります。しかし、今回の条例提案まで、市長から私たちに議会に対しこの問題について、やっぱり私はこう思う。こういうことではどうだろうと、一緒に考えてほしいという投げかけはあっておりません。また、今回の資産公開については、さきに述べたように、市民団体が請願で求めていたものとも政治倫理審査会が求めていたものとも違います。今回の提案が内容の薄い、緩い条例であることは提案された市長も修正案を提案された勝田議員も含め、総務委員の皆さんが理解されているところです。今回の提案は、国の資産公開法と同様の資産公開をしようというものであり、斎藤文男氏の著書「政治倫理条例の全て」、この本には、この資産公開法に関し、次のように書かれています。現行法の資産公開はうそでも何でも資産報告書を出しさえすればよく、これをチェックする機関がありません。資産公開法自体がザル法で、これに右に倣えした資産公開条例も同様の批判を免れません。なぜなら、政令市を除く市町村では、議員に適用がないうえ、報告は本人名義の資産に限られ、家族名義の資産隠しは野放し。報告事項の目が粗く、抜け穴だらけで証明書の添付も不要、報告書をチェックする機関もなく、報告書の不提出や虚偽記載に対する罰則もないために、信憑性、真実性、信頼性に乏しい資産報告書の出しっ放しに終わっているからです。こんな形だけの資産公開では、政治腐敗の防止は、到底期待できません。資産公開法はこのように酷評されており、ザル法、ザル法と言われるのは、国会議員の資産公開の際の報道にもよく見受けられます。このように、今回の提案は、以前の政治倫理条例の資産報告から1歩も2歩も3歩も下がったものであります。市長は、これは第一歩だと言われている。しかし、条例を提案する際に第一歩では困るんです。制度をしっかりと見据えた上で、考え抜いて、提案の時点で、これがベストだというものを出すべきです。

以上、この資産公開制度そのものが持つ問題点、そして審議過程、最後に中途半端な提案であるということに加え、先ほど述べた議会の皆さんとも今後一緒に考えていきたいと言われたことなどがなされていないことなどが、政治姿勢として賛成できない理由です。中途半端が一番悪い。もし、市民の不信感、不安感を払拭するために資産公開が必要と考えるなら、市民団体や政治倫理審査会の求めたような資産公開制度とすべきです。

しかし、そんな制度にしても、ザル法はザル法のままです。斎藤文男氏の「政治倫理条例のすべて」、こちらにはたんす預金について、次のようにあります。生活や商売に必要な現金を手元に置くことは、蓄財に当たりません。仮に、蓄財を現金のまま持っていたとしても、審査会には警察のような強制調査権はなく、確かめるすべはありません。第一、資産隠しのタンス預金を報告する人はいないでしょう。だから、たとえ規定を設けても、実効性を欠かざるを得ません。大半の条例の資産報告に現金の項目がないのはそのためです。そう書かれています。審査会で審査しても、報告が真実かどうかを確かめるための強制調査権はないのです。そして、この資産公開制度が、1983年に堺市で始まってから30年を超えていますが、今まで資産公開制度で不正が発見された事例はありません。反対に、最終条項まで定めた厳しい条例があっても、不正が行われたという、無力だったという事例は複数あります。そのような状況がわかっているながら、この制度を続けるべきでしょうか。資産は大切にすべきプライバシーです。もし、そのプライバシーを犠牲にするなら、それは明確な理由がなくてははいけません。その他の手段で解決できるのであれば、その他の手段で解決しなくてはなりません。それだけ大切なものだと私は考えています。私はそんな議員にならない。議員は公職だから、自分で臨んでなったんだからと言われます。でも、あなたの娘さん、息子さんが議員になることもあるかもしれません。同居の親族だから、お母さん、お父さん、資産公開してと言われて喜んで公開されますでしょうか。ぜひ市民の皆さんには、他人事でなく、自分のこととして資産公開を、そして政治倫理を考えていただきたいと強く思います。この機会に資産公開で市民の不信感、不安

感を払拭できるという幻想を捨てていただきたい。市民の皆様、報道機関の皆様も、資産公開で政治家を監視できるという幻想を捨てていただきたい。お金の動きで不正をチェックするのは、警察、検察に任せましょう。しかし、市民の不信感、不安感は少しでも解消しなくてはなりません。不正防止の仕組みづくりは、さらに検討が必要です。昨年末に市長、副市長のかけまージャンという衝撃の事件があり、市民に大きな不信感、不安感を与えてしまいました。この事件に対し、私たち議会は政治倫理審査会でしっかり審査すべきと考えていましたが、審査会の立ち上げまで時間がかかったことや、十分な審査ができたかどうか、そういった点も含めて、反省すべき点も見えてきました。また現在、さきの一般質問で指摘されたように、特別職を含む倫理条例違反の疑いがあり、調査中の案件もあります。このようなことが二度とないように、市長を含め、執行部も、私たち議会も、そして市民もしっかり考えなくてはなりません。私は、資産公開とは別な方法で、不正防止、発見の仕組みづくりを具体的には、政治倫理条例の改正を目指します。一昨年の政治倫理条例改正の際に指摘された点も含め、全般にわたって見直しを行い、さらに厳しい条例制定を目指します。

そのことをお約束し、以上をもちまして、議案第54号飯塚市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例に関し、市長提案の原案並びに勝田議員提案の修正案、その双方に反対の立場での討論といたします。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第47号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例」及び「議案第48号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」、以上2件の委員長報告はいずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

次に「議案第54号 飯塚市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は修正可決であります。まず、修正案について採決いたします。委員会の修正案に賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、修正議決した部分を除く原案について採決いたします。修正議決した部分を除く原案について、可決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、ただいま修正議決した部分を除く原案は可決されました。

次に「請願第13号 「原子力損害の賠償に関する法律（原子力損害賠償法）を実効性あるものに改正することを求める意見書」の提出を求める請願」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

福祉文教委員長の報告を求めます。14番 江口 徹議員。

○15番（江口 徹）

福祉文教委員会に付託を受けました「議案第49号 飯塚市保育士修学資金貸付金条例」について、審査した結果を報告いたします。

本案については、執行部から議案書並びに条例案に関する規則（案）等の資料に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。その質疑応答の主なものとして、この条例を提案するに当

たり、対外的なニーズ調査や、先進事例の成果の確認を行ったのかということについては、ニーズ調査は行っておらず、先進地での成果も確認していないという答弁であります。

次に、保育士の処遇改善のため、給与等に直接、金銭的な補助をする考えはないのかということについては、保育士の給与改善の取り組みを国が行うことになっているため、本市単独で金銭的な補助を行う予定はないという答弁であります。

次に、本条例は待機児童解消が主たる目的とのことだが、市内の待機児童が解消されたときには貸し付けを終了するのかということについては、待機児童が解消された時点で、改めて判断するとの答弁であります。

次に、福岡県が実施している保育士奨学金貸付制度と併用することができるのかということについては、現状の県のホームページには併用できないとの説明がなされているが、県の子育て支援課に併用して貸し付けを受けられることを確認済みであるとの答弁であります。

次に、貸し付けを受けて保育士になった方が、市内保育所で採用される十分な受け皿はあるのかということについては、現在、市内の私立保育所で不足している保育士数が9名、公立保育所の臨時保育士の募集が22名あり、また、平成30年4月に開園する、2園の私立認定こども園でも保育士の募集が期待できるという答弁であります。次に、返還免除とならない方の返済が滞った場合の対応を想定しているのかということについては、返済方法を借受人と連帯保証人と相談しながら進めていく予定であり、返済不能となることは想定していないという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、待機児童解消に向けて早急に対策を実施することには賛同するが、ニーズ調査や先進事例の調査が不十分であり、この条例が待機児童解消に対して効果があるかわからないため、本案に反対であるという意見や、調査が不十分であることは否めないが、スピード感ある行政が求められる時代であり、本市で就労していただける若い人材の確保が重要であると考えため、本案に賛成であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成少数で、否決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

福祉文教委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は、日本共産党市議団を代表して、ただいまの福祉文教委員長報告にありました「議案第49号 飯塚市保育士修学資金貸付金条例」案に賛成の立場から討論を行います。

この制度の目的は2つあり、第1は、大学等の保育士養成施設で保育士を目指して修学中の学生を支援するものであります。卒業後、市内の認可された保育所、保育園、認定こども園等において常勤の保育士として5年間働くことを条件に、正規の修学期間に限り、月額2万円を無利子で貸し付けます。第2は、市内保育所等への就職を誘導し、保育士を確保するためのものであります。卒業後1年以内に、貸付条件の保育施設に常勤保育士として就職した場合は返還猶予、5年以上働けば返還免除になります。紆余曲折はありましたが、福岡県の同趣旨の貸付金月5万円とあわせて利用できる制度であり、その場合には、月7万円の貸し付けが受けられることとなります。若い世代を支援すること、保育士の確保を目指すこと、この2つが目的であります。執行部のやる気が不足しているのではないかと、制度そのものに充実すべき課題があるのではないかと。その議論がありましたが、今回の修学資金貸付金制度は、若い世代にとって、仮に積極面が不足することがあっても、決して後ろ向きではないと思うのです。市が7月中からでも募集を始めたいと言っている矢先に、これを市議会が否決して本当にいいんでしょ

うか。21日の福祉文教委員会での否決に続いて、27日の予算特別委員会は、法的拘束力はないとわかっているのに、この修学資金貸付金条例を否決し、事実上、その予算を9月議会で取り崩させるという意思のこもった付帯決議を、賛成多数で採択しました。一体市議会は誰のためにあるのか。誰を代表しているのか。保育士を目指すか否かにかかわりなく、若い世代の連帯した怒りの声が聞こえてくるようです。私たちにも若い時代があり、将来の夢、職業選択に胸を膨らませ、迷い悩んだことはなかったでしょうか。夢があり、ファイトがあっても、経済的な制約の前に肩を落とし、涙を飲んだことはなかったでしょうか。胸を膨らませて未来に羽ばたこうとする若い人たちを悲しませないでほしいんです。この制度の貸し付けの予算はわずかに1260万円です。市議会議員がかつて一旦廃止してすぐ復活した政務活動費補助金1344万円。この夏にも議員に貸し付けられるタブレット等の予算は、私の試算3カ年で1500万円と比べてどうでしょうか。本市が行政目的の定めないまま購入する、あるいは売るために購入するパークタウン潤野公園敷購入費用3457万円余と比べてどうでしょうか。株式会社嘉飯山砂利建設に対し、不法占拠地の明け渡しを要求し、訴訟を提起したが、請求を議会に何の相談もなく勝手に変更して、放置することを認めたコンクリート構造物を、市が撤去すれば必要になる1300万円。この額と比べてはどうでしょうか。保育所入所待機児の解消の緊急対策には間に合わないとの議論がありますが、それを言うのであれば、ぜひ公立保育所の新規開設への市長の決断を一緒に求めてほしいのです。市財政の体力は連続黒字が続き、また、第2次総合計画市財政見通しによっても財政調整基金と減債基金が130億円に上るなど、大幅に改善しているのは既に御存じのとおりであります。現在、現場での厳しい労働環境のもとでも頑張っている若い保育士の処遇改善には子どもたちも苦しみ、保育士の労働強化につながる、定員を大幅に超えた詰め込みはやめ、公立保育所の開設と充実、国と県に大きな責任を求めた民間保育所への助成の強化など、市長選挙での公約に従った片峯市長の決断による思い切った財政出動こそ必要であります。もともと、今回修学資金貸付金条例案を否決する合理的な理由は全くなく、若い人たちの夢をつなぐために、今回、条例案をぜひとも可決していただきたいことを最後に申し上げて、私の討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

公明党の奥山でございます。福祉文教委員長より報告がありました「議案第49号 飯塚市保育士修学貸付金条例」について、公明党市議団として、反対の立場から討論いたします。

公明党は、国政または都政を始め、地方においても待機児童の解消に向け、要望、提案を行っており、本市においても、待機児童解消に向けた事業を行政と議会が一緒になり、早急に取り組むべき喫緊の課題と考えております。しかし、本条例を制定、策定するに当たり、参考にされた先進地での成果の確認もされてなく、本市における目標も明確ではありません。また、同様の貸付金制度として、福岡県においても月額5万円、就職準備金20万円など、保育士確保に向けた事業を行っており、本市の貸付金を活用するメリットは少ないと考えます。この制度を利用し、本市に就職を希望しようとする保育士に対するサポート面においても十分とは言えません。最後に、新卒の保育士、現職の保育士がなぜ就職しなかつたり、定着せず離職率が高らかに直接目を向けず行う事業では、成果も出ないばかりか、ますます離職者が増加していくものと考えます。どうか中途採用、現職、就業者への処遇改善も含め、事業立案をしていただくよう要望し、反対討論といたします。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

民進党を代表いたしまして、「議案第49号 飯塚市保育士修学資金貸付金条例」に賛成の

立場から討論いたします。

今回、福祉文教委員会の審議では、いろいろな意見があったと報告がありましたけれど、今回の条例提案は、保育士を飯塚市内の保育所、保育園に就職していただいて、待機児童の解消を目的にしたものであると私は思います。厚生労働省は、平成27年1月14日に、保育士の確保プランを公表しています。また、保育士の処遇改善については、平成24年度から処遇改善等加算を実施し、平成24年度から平成25年度では約3%、月額約9千円のアップ。平成26年度では、約5%、月額約1万5千円のアップ。平成27年度では約7%、月額約2万1千円のアップ。平成28年度では約8%、月額約2万6千円のアップ。平成29年度では約10%、月額3万2千円のアップと、最大4万円を上乗せする対応を行うと言っております。国は、保育士の確保のために処遇改善を含め、いろいろな対応策を打ち出しておるわけですが、しかし、保育士が現実に確保できていないのが今の飯塚市の現状であります。今回の条例の施行の結果は、おっしゃるとおり即効性はありません。しかし、来年の4月以降には、その結果が出てくる条例であると思っております。待機児童対策を、今言ったように国は一生懸命取り組んでおりますが、しかし、国、県の対応を待っていても、解決はしないと考えております。例えば、ことしから県が導入する県の就学資金貸付金制度は、飯塚市の保育所、保育園の、保育士としての就労に限っていないからであります。国の制度は全国一律の制度です。県は、全県一律の考えで制度を構築しております。今回の条例では、飯塚市の保育士を保育園に、保育士を確保する、就労させることを目的としております。その意味では、市内に保育士を確保して待機児童解消に取り組む姿勢を明確にしておる条例であります。私はこの議案が提案されたとき、議案質疑の中で、この条例が制定されたならば、運用のあり方について考えていただきたいと要望いたしました。私自身はこの条例を制定するに当たって、市民を対象に、市内の保育士養成施設に就学していただき、そして市内の民間保育園に就労することによって、保育士を確保し、待機児童対策をするべきと考えておりますけれど、市が待機児童対策に対する取り組みを初めて打ち出しておる内容でありますので、賛成する次第であります。働く意欲のある人たちが安心して働ける社会環境を整えることは、私は、少子高齢化の社会が進む中では、大切なことであると考えております。

以上を述べて賛成討論とさせていただきます。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第49号 飯塚市保育士修学資金貸付金条例」の委員長報告は否決であります。よって原案について採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成少数。よって、本案は否決されました。

経済建設委員長の報告を求めます。 28番 平山 悟議員。

○28番（平山 悟）

経済建設委員会に付託を受けました議案3件について、審査した結果をご報告いたします。

「議案第50号 契約の締結（長楽寺団地公営住宅建設工事）」及び「議案第51号 市道路線の認定」、以上2件については、それぞれ執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、「議案第52号 専決処分の承認（平成29年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

経済建設委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

議題中、「議案第50号 契約の締結（長楽寺団地公営住宅建設工事）」及び「議案第51号 市道路線の認定」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

次に、「議案第52号 専決処分の承認（平成29年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」）の委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は承認されました。

平成29年度一般会計補正予算特別委員会に付託していました、議案第46号を議題といたします。平成29年度一般会計補正予算特別委員長の報告を求めます。10番 秀村長利議員。

○10番（秀村長利）

本特別委員会に付託を受けました「議案第46号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）」について、審査した結果を報告いたします。本案の審査に当たりましては、執行部から予算書並びに提出資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、歳出の企画費、行政アドバイザー謝礼金について、アドバイザーをどのように活用するのかということについては、グローバル化、高度情報化や公民連携などの施策について、アドバイザーの意見、提言等も参考に施策を進めたいと考えている。今年度については、庁議や特別職が設定したテーマを協議、検討いただくことを考えているという答弁であります。

次に、地域振興費、菰田地区活性化事業費について、同活性化には地方卸売市場も関係するが、市場関係者は移転を了承しているのかということについては、条件が合えば了承するというので、現在協議を進めているという答弁であります。次に、地域振興費、定住化促進事業費について、どのような形での委託を考えているのかということについては、プロポーザル方式による選定段階において、事業者からの企画等を提案いただき、第2次飯塚市総合計画を初めとする本市の方針とすり合わせながら、よりよいものをつくるべく事業を進めたいという答弁であります。

次に、電算管理費、公衆無線LAN整備委託料について、本庁だけではなく、災害時の避難場所となる支所や地区公民館にも、公衆無線LANを整備すべきではないかということについては、必要性は認識している。今年度作成予定の地域情報化計画の中で、関係部署と協議をしながら、公衆無線LANの整備について検討していきたいという答弁であります。

次に、交流センター費、立岩交流センター整備事業費について、新設される立岩交流センターには、現在の立岩公民館4階大研修室のような機能は計画しているかということについては、用途ごとに各部屋を仕切って整備するのではなく、広い部屋を必要に応じて間仕切りするといった整備を考えており、今後、施設の規模、間取り等の細かな部分についても、地元と協議を行いながら決めていきたい。大きなイベント等で部屋が不足する場合には、近隣の他の公共施

設等の利用も検討していきたいという答弁であります。

次に、児童福祉総務費、保育士修学資金貸付金について、今回の制度創設と予算投入の効果をもどのように考えているのか、また、それにデメリットはあるのかということについては、市内保育所等の保育士不足が解消されて未利用児童の入所が進み、保育の現場に保育士が充足されることで、保護者のニーズに応じた保育の提供が可能になるという効果を見込んでおり、制度創設によるデメリットはないという答弁であります。

次に、環境対策費、住宅用太陽光発電システム設置費補助金について、平成27年度から補助対象とする設置業者を市内限定としたのはなぜかということについては、地場業者の育成を図るため変更したものであるという答弁であります。この答弁を受けて、変更により目的が変わり、補助件数も減少している。本来の目的である自然エネルギーの活用をもっと進めていくため、補助金の間口を広げるべきという指摘がなされました。

次に、商工業振興費、地域活性化商品券発行事業補助金について、この事業による具体的な市への経済効果を把握しているのかということについては、実施主体である商工会議所や商工会連合会等において聞き取りは行っているものの、分析は不十分であるという答弁であります。この答弁を受けて、事業実施に当たっては、包括連携協定を締結している大学に相談するなどして、経済効果を検証すべきであるとの指摘がなされました。

次に、商工業振興費、地元ブランド開発等事業委託料について、農産加工品の商品開発についてはどのように考えているのかということについては、今年度は地酒の新商品開発を予定している。観光と農業、商業をつないでブランド化を図るための組織として、飯塚観光協会を事務局とし、JAふくおか嘉穂、商工会議所、商工会、市内3大学、飯塚市等で組織する協議会を設置し、事業受託者から新商品販路開拓やPRの方策等の提案を受け、協議していくという答弁であります。

次に、土木総務費、住宅リフォーム補助金について、当初予算で計上せず、4月からの受け付けができなかったが、この間、補助金に関する問い合わせ等はあるのかということについては、平成28年度は予算額に達して9月に受け付けを終了して以降、約130件の問い合わせがあり、平成29年度になってからは約140件の問い合わせを受けているという答弁であります。

次に、公園費、勝盛公園敷購入費について、市がかつて国に寄付した土地の譲渡を受ける際に、なぜ擁壁部分を購入しないといけないのかということについては、擁壁部分を含めて一体的に活用するものであるという答弁であります。

次に、パークタウン潤野公園敷購入費について、この土地を購入しようとするのは、売却するためではないのかということについては、同公園敷については、有効利活用という観点から、売却等も含めた中で検討していきたいという答弁であります。

次に、教育振興費、本物・未来志向の人材育成事業講師謝礼金について、以前、総合的な学習の時間に、社会人または芸能人やスポーツ選手として活躍している各小中学校の卒業生を講師として招聘する事業を推進していたと思うが、違いは何かということについては、本事業は総合的な学習の時間に限らず、全教科、領域を対象とし、また、1人の講師につき、申請した学校だけではなく、複数校を対象として実施するものであるという答弁であります。

次に、学校整備費、空調設備整備事業費について、採用する空調の方式は決定しているのかということについては、小中一貫校については既に電気を熱源とする設計としている。他の学校については、ガスとするのか、電気とするのか、これから設計を行う中で検討するという答弁であります。次に、今回の補正予算に計上している6校の熱源について、電気、都市ガス及びLPガスの対応状況はどうなっているのかということについては、小中一貫校3校は既に電気ということで決定しており、他の3校については電気、LPガスは全ての学校で対応できるが、都市ガスの供給エリアは飯塚第一中学校のみと考えるという答弁であります。

次に、総括質疑として、本補正予算において、執行部から「倫理条例に違反があると指摘のあった行為に関する聞き取り内容（中間報告）」の中の、旅行に同行した本市有資格者名簿に登載されている事業者に関係する予算は全く計上されていないのかということについては、この事業者がかかわるような予算はないという答弁であります。

このほか、審査の過程において、目尾地区コミュニティ施設整備事業について、筑前大分駅周辺整備工事測量設計委託料について、保育体制強化事業補助金について、筑豊ハイツテニスコート屋根改修工事について、生涯スポーツ活動推進事業について等、多岐にわたって提言なり指摘がなされました。

以上のような審査の後、委員の中から、詳しくは本会議で述べるが、教育と福祉の充実に沿うものがあることは歓迎するものの、公園敷の購入関連予算を、公園として使う計画もないまま公園費とする予算計上のルール違反があることなどの理由から、本案に反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、委員の中から附帯決議案が提出され、採決を行った結果、賛成多数で附帯決議を付すことに決定しております。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

平成29年度一般会計補正予算特別委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は、「議案第46号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算」案に反対の立場から討論を行います。

前市長、前副市長のかけマージャン事件の発覚に端を発した、清潔で透明な市政を求める市民、世論の高まりの中、1月11日、前市長辞職、前副市長辞職を受けて、2月19日告示、26日投票で市長選挙があったことから、3月定例会に提出された当初予算は、骨格予算とされました。これには前市政の不透明感のつきまとう無駄遣いが多く入りこむ一方連続して計上されてきて、市民の要望の強い住宅リフォーム助成が骨格予算であることを口実に、機械的に計上されないなど、第2次総合計画で明記するに至った地方自治の本旨として福祉の増進を図る立場に逆行するところに特徴があり、我が党は、これらの点を指摘した上で、反対しました。合併から12年。かけマージャン事件を受けて、現在市民が市政に求めるものは市民の暮らしを応援する姿勢、無駄遣いを許さない姿勢、清潔で透明な市政を、市民が主役で進めることであります。こうして清潔で透明な市政運営による市民の信用回復が求められる中、6月定例会が今年9日開会となり、片峯誠市長は、出してくれたとはいえ、20日、資産公開制度の対象に自身が任命責任を持つ三役を加えるという一歩前進の追加提案をし、総務委員会が22日、議員にまで広げる修正を可決したこと。ただいま、本会議でも可決、成立したことは、より厳しい資産公開制度をつくる共同を広げる上で非常に重要であります。

こうした中、その三役の一人である梶原善充副市長がみずからの選任にかかわる同意議案の審査の折に、片峯誠市長に対し、事実上の警告があったにもかかわらず、4月14日の金曜日から翌15日の土曜日、奈良、京都の1泊旅行を計画し、副市長就任後も中止せず、かねてから親しい会社代表取締役、現職市議会議員、特別職の上司に届け出をして、平日休暇をとったと思われる現職の部長職員、元職員、元重要幹部職員と思われる再任用職員、この6人、政官業、政治家と行政、業者が一緒に出かけたという重大事案が発覚したのであります。23日、

予算特別委員会の初日に、冒頭、紆余曲折の後に中間報告が提出されましたが、片峯市長が指示した調査は意思決定の文書もなく、人事権のルールにも関わらず、職員が上司を調査し、尋問した内容、証言した内容も記録はないというに及んでは、加計学園に関するご意向文書を巡る安倍政権のレベルに落ちたものと言われても仕方がなく、言語道断であり、まさになれ合い調査と呼ぶほかはありません。市長は、任命責任と監督責任をみずから3月議会で述べたとおり、進退をかけて、責任を果たすべきであり、現職部長の上司である特別職は、今回は、みずからは参加していなくても部下の部長が平日の休暇を取ったことから、事前に知っていた可能性があり、任命責任、監督責任が厳しく問われるところでもあります。市長が仮にも李下に冠を正さずというくらいのことだとの認識であれば、市政運営を大きく誤りかねません。今後、片峯市長自身が教育長時代にかかわった総事業費概算15億4千万円に上る、小中学校エアコン整備を電気方式とするか、ガス方式とするか、これから決め、また企業局が株式会社データベースに5カ年で14億3220万円をかけた浄水施設運転管理と、上下水道料金収集の業務委託の期限が、来年1月14日に迫り、これからの数カ月はまさに次の業者を選ぶ時期に入るのであり、今回の政治家、行政、業者が一体となった旅行事案はなれ合い調査では到底済まされず、市長は自身の、前市長、前副市長と第4の人物と、日曜の午後から2度も3度も元上下水道事業管理者で元市議会議員の接待で行ったかけマージャンの事情を明らかにすることと合わせて、今回事案に政治生命をかけて厳正に対処できるか、市民は厳しい視線を浴びせていることを深く自覚するべきであります

さて、片峯市長の、その手による6月補正は市財政運営が順調で、財政調整基金と減債基金が右肩上がりに膨れ上がり、既に過去最高水準にあるという事情を背景に、市長選挙で大きな争点となった住民の福祉の増進のテーマに沿ったものが反映されるべきであり、無駄遣いの思い切った減額、保育所待機児童解消のために公立保育所をこの秋からでも新たに開設するなどの緊急対策、特に高齢者の皆さんが、切実に求めている便利なコミュニティバスの復活を初め、住民の福祉の増進を図るための思い切った増額が求められていました。今回補正予算には、住民要望を受けとめるスピード感に課題があるとはいえ、小中学校にエアコンを設置するなど、子どものための予算計上、やる気不足や制度充実を求める点もありますが、保育士修学資金貸付制度を7月中からでも実施し、若い世代を応援する予算計上など、我が党が住民の皆さんと一緒に求めてきた教育と福祉の充実に沿うものがあることは歓迎するものです。一方、パークタウン潤野公園敷購入関連予算3457万7千円は、市が既に土地開発公社から買い戻した元々のパークタウン潤野公園敷を公園にしてほしいという住民の要望があれば、聞くというくらいのもので、実際に公園とする意思もないまま購入し、実際は転売することを第一義に考えるに当たって、東側にある筆界未定地を市が調整の上購入し、合わせて売却することを検討するためのものです。地元の花咲台の皆さんが公園として親しんできたところであり、この広場は、今後も公園として残して当然です。ところが、市はそれを売却し、買い手の有利になるように、市民の税金を投入しようとし、そのために便宜的に公園敷として購入するもので、予算計上のルールに違反した邪道と言わざるを得ません。特別な政治の力が働かずに、本市がそこまでするのは、ただごとではありません。また、勝盛公園敷購入費37万9千円は国が昭和14年に裁判所官舎として本市から寄附を受けたが、その後、長く未利用状態になっていた土地を、今回、無償で返還するに当たり、国が擁壁をつくるために隣接して別に確保した土地について買収を求めてきたものです。勝盛公園に隣接し、交通の便利という優良土地を戦前から78年間もただで使ってきて、返還のときにはおまけをつけるから、その分のお金を払えという国のやり方に言いなりになることは、金額の多寡にかかわらず、納得できません。公園として使う計画もないままに、また、売却する選択肢を残したまま今回補正に公園費として計上するのも、予算計上のルールに違反しているものであります。以上で私の討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第46号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって本案は、原案可決されました。

「議案第53号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(片峯 誠)

ただいま上程されました「議案第53号 公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めること」について、ご説明いたします。議案第53号は、平成29年7月17日付をもって任期満了になります飯塚市等公平委員会の委員につきまして、栗原学氏を選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願います。

○議長(藤浦誠一)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第53号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議員提出議案第7号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。5番 光根正宣議員。

○5番(光根正宣)

「議員提出議案第7号」につきまして、提案理由の説明をいたします。本案は、意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を述べさせていただきます。ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書案は内閣総理大臣、内閣官房長官宛てに提出したいと考えております。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(藤浦誠一)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第7号 ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

「議員提出議案第8号」及び「議員提出議案第9号」、以上2件を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。7番 川上直喜議員。

○7番(川上直喜)

「議員提出議案第8号」並びに「議員提出議案第9号」、以上2件について提案理由の説明を行います。本案2件は、いずれも意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。学校法人「加計学園」に関する意見書案は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣。文部科学大臣宛てに、「共謀罪法」の廃止を求める意見書案は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣宛てに、それぞれ提出したいと考えております。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(藤浦誠一)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案2件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本案2件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。8番 宮嶋つや子議員。

○8番(宮嶋つや子)

日本共産党の宮嶋つや子です。「議員提出議案第8号 学校法人「加計学園」に関する意見書案」案について、賛成の立場から討論を行います。

学校法人加計学院の愛媛県今治市での獣医学部開設を巡っては、内閣府が総理のご意向などと言って、文部科学省に圧力をかけたことが明らかになっています。文部科学省が20日明らかにした、昨年10月21日付の新文書は加計学院の獣医学部開設が正式決定されるより3カ月近くも前に、萩生田光一官房副長官が加計学園を前提に、文部科学省に圧力を加えていたことを示唆する重要な証拠であり、既に明らかになった文部科学省の文書でも獣医学部開設を加計学園一校に絞るために、国家戦略特区諮問会議の決定文書に、広域的に獣医学部がない地域に限り開設を認めると書き込ませ、他校の参入を排除したなどの疑惑もあります。民進党、自由党、社民党、日本共産党の野党4党は、憲法53条に基づく臨時国会を開催するよう申し入れています。国会議員の4分の1以上が要求すれば、臨時国会を開くのは内閣の責任であり、開催要求の重みを政府は受けとめるべきであります。臨時国会を早急に開いて、学校法人加計学院を巡る疑惑の徹底究明へ全力を挙げ、安倍首相が出席した集中審議を行うとともに、前川喜平前文部科学省事務次官ら関係者の証人喚問が不可欠であります。以上、議員各位の賛同をお願いいたしまして、討論を終わります。

引き続き、「議員提出議案第9号 共謀罪法の廃止を求める意見書の提出について」、賛成の立場から討論を行います。組織犯罪処罰法、共謀罪法は、6月15日に参議院法務委員会での審議を一方的に打ち切り、本会議採決に持ち込む中間報告という、国会ルール無視の異常な強行採決が行われ、自民、公明の与党と、日本維新の会の賛成多数で可決成立しました。国民世論を無視し、数の力で違憲立法を強行した安倍政権の暴挙は断じて許されません。共謀罪法は、犯罪が実際に起こっていない段階でも2人以上で計画し、そのうちの1人が実行準備行為をしたと捜査機関がみなせば全員を処罰できるものです。実行されていない犯罪を処罰するとなると、国民の心の中に踏み込んだものとなります。話し合いも監視の対象にされ、盗聴捜査の拡大にお墨付きを与えます。安倍政権は、一般人は対象外と繰り返し、組織的犯罪集団の行為のみが対象だと言い、政府はテロ組織、暴力団、麻薬密売組織などをその例として挙げています。しかし、それ以外のものも含まれると答えています。つまり、定義はありません。戦争法の発動や9条改憲に対する抗議デモ等が騒乱罪や組織的威力業務妨害罪に当たるとみなされたら、市民運動団体や政党が、組織的犯罪集団とされます。そうなれば、まさに一般市民が犯罪主体にされてしまいます。国会審議で次々と露わになった共謀罪法がもたらす人権侵害、監視社会への危険をそのままにすることができません。憲法が保障する、思想、良心の自由はもちろん、信教や表現の自由、通信の秘密を侵害する共謀罪法は直ちに廃止すべきであります。以上、議員各位の賛同をお願いいたしまして、討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議員提出議案第8号 学校法人「加計学園」に関する意見書の提出」について、原案どおり可決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成少数。よって、本案は否決されました。

次に、「議員提出議案第9号 「共謀罪法」の廃止を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成少数。よって、本案は否決されました。

常任委員会の閉会中の継続審査事件を議題といたします。会議規則第105条の規定により総務委員会から「入札制度について」を、福祉文教委員会から「保育行政について」を、協働環境委員会から「交流センターについて」及び「第2次飯塚市環境基本計画について」、以上2件を、経済建設委員会から「産業振興について」及び「空き家対策について」、以上2件を閉会中の継続審査事件として、それぞれ調査終了まで付託していただきたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。閉会中の継続審査事件については、各常任委員会からの申し出のとおり、それぞれ付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。新体育館、筑豊ハイツ、地方卸売市場の整備に関する調査を行うため、特別委員会を設置することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。特別委員会の名称は、「経済・体育施設に関する調査特別委員会」、委

員定数は「11名」、付託事件は「新体育館、筑豊ハイツ、地方卸売市場の整備について」とし、これを閉会中の継続審査事件として、調査終了まで付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、7番 川上直喜議員、11番 永末雄大議員、13番 守光博正議員、14番 江口徹議員、19番 松延 隆俊議員、20番 上野伸五議員、23番 古本 俊克議員、24番 森山元昭議員、26番 道祖 満議員、27番 坂平 末雄議員、28番 平山 悟議員、以上11名を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました11名の方々を、経済・体育施設に関する調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。暫時休憩いたしますので、その間、正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午前11時57分 再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。

正副委員長が決定いたしましたので、発表いたします。委員長、24番 森山元昭議員。副委員長、11番永末雄大議員であります。

「報告第8号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（山本昭彦）

報告第8号の専決処分の報告について、ご報告いたします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること、及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

報告第8号、議案書の18ページをお願いいたします。本件事故は、平成29年4月2日午後8時ころ、横田地内の市が管理する道路において、当事者が横田方面から伊岐須方面へ原動機付自転車で行進中、進行方向左側にできた窪みに車両後輪を落とし込ませ、車両後輪のタイヤ及びホイールを損傷させたものです。事故によります市の過失割合は20%であり、当事者車両の損害賠償額は2760円となっております。道路点検補修につきましては、日頃より市報等での情報提供依頼の掲載や、職員への呼びかけ、道路パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて行ってまいります。以上簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第9号 継続費繰越計算書の報告（平成28年度飯塚市一般会計）」、「報告第10号 継続費繰越計算書の報告（平成28年度飯塚市学校給食事業特別会計）」、「報告第11

号 繰越明許費繰越計算書の報告（平成28年度飯塚市一般会計）」、「報告第12号 繰越明許費繰越計算書の報告（平成28年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計）」及び、「報告第13号 事故繰越計算書の報告（平成28年度飯塚市一般会計）」、以上5件の報告を求めます。財政課長。

○財政課長（藤中道男）

報告第9号から報告第13号について、ご報告いたします。議案書の20ページをお願いいたします。報告第9号の継続費繰越計算書の報告につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告を行うものでございます。内容につきましては、次の21ページから22ページにかけて記載しております継続費繰越計算書によりご説明いたします。一般会計におきまして、2款総務費、1項総務管理費、オフィス環境整備支援業務委託料以下11件について、22ページの翌年度通次繰越額の合計欄に掲げておりますように、合計で30億1849万8951円を、平成29年度に通次繰り越したものでございます。

大変申しわけございませんが、訂正して再度提出しております、議案書の23ページをお願いいたします。報告第10号の学校給食事業特別会計におきましても、一般会計と同様に地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、報告を行うものでございます。内容につきましては、次の24ページの継続費繰越計算書により、ご説明いたします。1款学校給食費、2項施設整備費、目尾・幸袋小中学校自校式給食施設整備事業、以下3件について、翌年度通次繰越額の合計欄に掲げておりますように、合計で1億7425万7千円を平成29年度に通次繰越したものでございます。

議案書の25ページをお願いいたします。報告第11号の繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告を行うものでございます。内容につきましては、次の26ページから27ページにかけて記載しております繰越明許費繰越計算書によりご説明いたします。一般会計におきまして、26ページの、2款総務費、1項総務管理費、筑穂ふれあい交流センター整備事業、以下23件の事業につきましては、主に、国の補正予算活用に伴う前倒し事業であること、県の補助金交付決定までに時間を要したこと、あるいは整備時期の調整などの理由により、年度内の完了が見込めない事業について、27ページの翌年度繰越額の合計欄に掲げておりますように、合計で22億9071万2392円を、平成29年度へ繰り越したものでございます。

議案書の28ページをお願いいたします。報告第12号の地方卸売市場事業特別会計におきましても、一般会計と同様に地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。内容につきましては、次の29ページに記載しております、繰越明許費繰越計算書によりご説明いたします。1款地方卸売市場費、2項施設整備費、施設整備基本構想策定事業につきましては、検討委員会での検討状況の関係により、年度内の完了が見込めないため、繰越額で194万6696円を平成29年度へ繰り越したものでございます。

議案書の30ページをお願いいたします。報告第13号の事故繰越計算書の報告につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、報告を行うものでございます。内容につきましては、次の31ページに記載しております事故繰越計算書によりご説明いたします。一般会計におきまして、8款土木費、5項下水道費、蓮台寺川河川改修工事では、請負業者の不適切な工程管理による工事遅延のため、繰越額で3173万8520円を平成29年度に事故繰り越したものでございます。以上で、報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件5件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第14号 平成28年度飯塚市水道事業会計の予算繰越」の報告を求めます。企業管

理課長。

○企業管理課長（實藤和也）

「報告第14号 平成28年度飯塚市水道事業会計予算の繰越」について、ご報告いたします。議案書の32ページをお願いいたします。本件は、平成28年度の水道事業会計予算に計上していましたが「改良事業費」の一部を、29年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものです。内容につきましては、33ページの繰越計算書により説明いたします。これは、企業債等を活用した楽市水管橋架替工事負担金1億1千万円を計上していましたが、受託者の施工計画変更により、年度内に工事等を完了することができなかつたため、6603万円を29年度に繰り越したものです。

以上で、予算繰越についての報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第15号 平成28年度飯塚市土地開発公社の決算」、及び「報告第16号 平成29年度飯塚市土地開発公社の事業計画及び予算」、以上2件の報告を求めます。土木建設課長。

○土木建設課長（中村洋一）

報告第15号、報告第16号は関連がありますので一括して、ご報告させていただきます。本件2件につきましては、いずれも地方自治法第243条の3、第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

まず、最初に、議案書の34ページをお願いいたします。「報告第15号 平成28年度飯塚市土地開発公社の決算」について、ご説明いたします。別冊になっております、平成28年度飯塚市土地開発公社の決算書の1ページをお願いいたします。平成28年度の事業報告でございます。事業計画では、事業件数合計で3件、面積5117平方メートル、3億8782万9千円でありましたが、すべて平成29年度以降へ繰り越し、引き続き実施の予定でございます。3ページをお願いいたします。事業の説明でございます。平成28年度の事業実績としてはございません。内容の説明は省略させていただきます。続いて、4ページをお願いいたします。平成28年度の収入支出報告書でございます。はじめに、収益的収入及び支出ですが、収入決算額4万9344円、支出決算額857万7949円となっております。5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございますが、収入決算額0円、支出決算額518万5008円となっております。6ページをお願いいたします。平成28年度の損益計算書でございます。ページの一番下に記載しておりますとおり、平成28年度は当期純損失で、852万8605円となっております。7ページをお願いいたします。平成28年度の貸借対照表でございます。資産合計は16億987万3762円、負債合計は15億9864万8805円となっております。負債と資本の合計は、16億987万3762円となっております。次の8ページから13ページにつきましては、平成28年度のキャッシュフロー計算書、財産目録及び付属明細表を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

次に、議案書の35ページをお願いいたします。「報告第16号 平成29年度飯塚市土地開発公社の事業計画及び予算」をご説明いたします。36ページをお願いいたします。平成29年度の事業計画でございます。特別分が2件で、面積2833平方メートル、事業費といたしまして、1億1808万7千円を事業として計画しており、本年度におきましては、水江排水ポンプ場敷の面積2344平方メートルに関し、用地買収予算として9091万円を計上しております。次の37ページから38ページまでに、ただいま、説明いたしました事業計画に基づき作成した、平成29年度の予算、予算実施計画を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上、簡単でございますが、報告第15号、報告第16号の報告を終わらせていただきます。
○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第17号 平成28年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算」、及び「報告第18号 平成29年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算」、以上2件の報告を求めます。文化課長。

○文化課長（久保山博文）

「報告第17号 平成28年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算」、及び「報告第18号 平成29年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算」について、ご報告いたします。

議案書の39ページをお願いいたします。「報告第17号 平成28年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算」につきまして、ご説明いたします。本報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。別冊となっております、公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団、平成28年度決算書により報告させていただきます。

別冊の決算書の1ページをお願いいたします。公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団は、公益財団法人として、本市における文化芸術の振興を図るため、飯塚市文化会館指定管理者業務とその他の管理受託事業として、コミュニティセンターほか3施設の管理運営業務に取り組んでいます。飯塚市文化会館指定管理者業務は、文化会館及び駐車場の管理・運営業務と芸術文化事業等の実施が主なものとなっております。2ページ、3ページにその概要を記載しております。3ページ、自主文化事業につきましては、観賞事業、参加育成事業、出前講座事業、支援事業、その他、情報提供事業等の5事業に加え、平成28年度は飯塚コスモスコモン開館25周年記念事業を実施しております。6ページから8ページに25周年記念事業、9ページに平成28年度の自主文化事業実績を記載しております。10ページから12ページに平成28年度の公益財団法人の理事会等の開催状況、13ページから14ページにかけて、受託事業に係る事業概要、施設の利用状況等を記載しております。15ページをお願いいたします。平成28年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算報告でございますが、決算額の当期経常収益、計2億5887万7950円から、16ページ、当期経常費用、計2億6578万5020円を差し引いた当期一般正味財産増減額はマイナス690万7070円となり、これに一般正味財産、期首残高、指定正味財産期末残高を加えた正味財産期末残高は1億1738万352円となっております。当期一般正味財産増減額のマイナス690万7070円につきましては、先ほどご説明しましたように、昨年度が飯塚コスモスコモン開館25周年であったため、記念事業を実施に要した経費でございます。17ページ、18ページに正味財産増減計算書、19ページに貸借対照表、20ページに財産目録、21ページに事業団の監査報告書を掲載しておりますが、内容の説明は省略させていただきます。決算については以上でございます。

続きまして、「報告第18号 平成29年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算」につきまして、ご説明いたします。議案書の40ページをお願いいたします。本報告につきましても、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告を行うものでございます。公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団は、公益財団法人として、飯塚市における市民の芸術及び文化活動の振興を図り、個性豊かな地域文化の創造、発展に寄与することを目的としております。議案書44ページに、平成29年度事業計画及び予算、45ページから49ページにかけて、事業区分別事業計画の概要、予算額を記載しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。50ページをお願いいたします。平成28年度当初

予算額は、経常収支、計2億5536万1千円に対し、51ページ、経常費用、計2億6321万6千円でございます。当期一般正味財産増減額、マイナス788万5千円は、前期繰越収支額である、一般正味財産期首残高より充当し、一般正味財産期末残高は、615万4490円、これに指定正味財産期末残高を加えた、正味財産期末残高は1億615万4490円でございます。収入の主なものは、文化会館指定管理料、施設利用料金収入及び受託収入でございます。支出の主なものは、文化会館施設管理費、イイヅカコミュニティセンター等の施設管理費などでございます。52ページから53ページに収支予算書内訳表を記載しておりますが、内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告第17号及び報告第18号の報告を終わらせていただきます。

○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第19号 平成28年度一般財団法人サンビレッジ茜の決算」、「報告第20号 平成29年度一般財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算」、「報告第21号 平成28年度一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の決算」、及び「報告第22号 平成29年度一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の事業計画及び予算」、以上4件の報告を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（松本日出登）

報告第19号及び報告第20号について、ご報告いたします。本件2件につきましては、いずれも地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

議案書の54ページをお願いいたします。まず、「報告第19号 平成28年度一般財団法人サンビレッジ茜の決算」について、ご説明いたします。別冊となっております、一般財団法人サンビレッジ茜の平成28年度事業報告及び決算書の1ページ、公益事業報告をお願いいたします。

公益事業につきましては、実施事業の概要につきまして、1ページから3ページにかけて記載しておりますとおり、人工芝スキー場やロッジ・キャンプ場の宿泊施設等を有効活用しながら、住民等の野外活動の振興、勤労者等の余暇活動の充実、スポーツ団体、学校団体などの交流促進を図ることにより、住民福祉の向上、青少年の健全育成、活力と魅力あふれる地域づくりに寄与することを目的として実施しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。平成28年度の公益事業の収支決算につきましては、4ページから7ページに収支決算書を添付しております。5ページの上段に記載しておりますとおり、収入の決算額は7845万6793円、支出の決算額は、6ページの下段に記載しておりますとおり、8055万4460円となっております。単年度収支としましては209万7667円の赤字となっております。前期繰越収支差額が、604万4732円となっておりますので、次期繰越収支差額は394万7065円となっております。以下、8ページから13ページにかけまして、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及び監査報告書を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

次に、収益事業についてご報告いたします。14ページをお願いいたします。収益事業につきましては、公益事業の目的達成のため、食の提供等を通じて、公益事業を補完する事業でありまして、事業内容としましては、1及び2に記載いたしておりますとおりでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。収益事業の収支決算につきましては、15ページから16ページに収支決算書を添付しております。15ページの中段やや下に記載しておりますとおり、収入の決算額は1683万8046円、支出の決算額は、16ページの中段に記載しておりますとおり、1706万1436円となっております。単年度収支としま

しては22万3390円の赤字となっております。前期繰越収支差額が26万7377円となっておりますので、次期繰越収支差額は4万3987円となっております。以下、17ページから20ページにかけまして、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及び監査報告書を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

続きまして、議案書の55ページをお願いいたします。「報告第20号 平成29年度一般財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算」につきまして、ご説明いたします。議案書56ページをお願いいたします。平成29年度一般財団法人サンビレッジ茜公益事業計画につきましては、56ページから57ページにかけまして、事業の基本方針及び内容7項目について記載しております。各種団体や地域との連携を図りながら、リニューアルした施設、設備を有効に活用し、昨年までの総合的な自然体験型教育施設づくりにも引き続き、取り組むこととしております。公益事業の予算につきましては、58ページに記載しておりますとおり、収入、支出とも同額の8342万円を予定いたしております。詳細内容につきましては、以下、59ページから62ページに記載しておりますとおりでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。63ページをお願いいたします。次に、収益事業計画といたしましては、1及び2に記載しておりますとおり、公益事業の目的達成のため、食の提供等を通じて、公益事業を補完する事業として実施するもので、レストランによる食事の提供が主な事業となっております。予算につきましては、64ページに記載しておりますとおり、収入、支出とも同額の1821万9千円を予定しております。詳細内容につきましては、以下、65ページから66ページに記載しておりますとおりでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。以上、簡単ではございますが、報告第19号及び報告第20号についての報告を終わります。

続きまして、報告第21号及び報告第22号について、ご報告いたします。本件2件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告をするものでございます。

議案書の67ページをお願いいたします。まず、「報告第21号 平成28年度一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の決算」について、ご説明いたします。別冊となっております一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の平成28年度事業報告及び決算報告の1ページ、平成28年度事業報告をお願いいたします。実施事業の概要につきまして、1ページから4ページにかけて記載しておりますとおり、客室、会議室、研修室及びテニスコートの貸与やレストラン及び入浴施設を運営することにより、青少年の健全な育成と公共の福祉の増進に寄与することを目的としております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。平成28年度の収支決算につきましては、7ページから12ページに正味財産増減計算書を添付しております。7ページの中段に記載しておりますとおり、収入の決算額は1億5237万4715円、支出の決算額は、8ページの下段に記載しておりますとおり、1億5447万4197円となっております。また、正味財産期末残高は、9ページの下段に記載しておりますとおり、97万7749円となっております。その他、5、6ページ及び13ページから17ページにかけましては、貸借対照表、財務諸表に対する注記、附属明細書、財産目録及び監査報告書を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

続きまして、議案書の68ページをお願いいたします。「報告第22号 平成29年度一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の事業計画及び予算」につきまして、ご説明いたします。議案書69ページをお願いいたします。平成29年度一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の事業計画につきましては、69ページから72ページにかけまして、事業の基本方針及び重点項目について記載いたしております。観光事業と連携した修学旅行客の誘致活動や地元企業や公共施設等の営業活動の強化を図ることにより、宿泊者や利用者の増加に取り組むこととしております。事業の予算につきましては、73ページから74ページに記載しております。収入の予算額は、

73ページ中段に経常収益計として記載しています、1億6875万5125円、支出の予算額は、74ページ下段に経常費用計として記載しています、1億6557万8千円を予定しており、差し引き317万7125円の黒字を見込んでいます。また、正味財産期末残高についても、317万7125円を見込んでおります。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上、簡単ですが、報告第21号及び報告第22号についての報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件4件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

署名議員を指名いたします。4番 兼本芳雄議員、27番 坂平末雄議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了しましたので、これをもちまして、平成29年第3回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間、お疲れさまでした。

午後 4時15分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	藤浦誠一	15番	梶原健一
2番	佐藤清和	16番	吉田健一
3番	瀬戸光	17番	福永隆一
4番	兼本芳雄	18番	城丸秀高
5番	光根正宣	19番	松延隆俊
6番	奥山亮一	20番	上野伸五
7番	川上直喜	21番	田中博文
8番	宮嶋つや子	22番	鯉川信二
9番	明石哲也	23番	古本俊克
10番	秀村長利	24番	森山元昭
11番	永末雄大	25番	勝田靖
12番	田中裕二	26番	道祖満
13番	守光博正	27番	坂平末雄
14番	江口徹	28番	平山悟

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 田代文男

次長 許斐博史

議事総務係長 岩熊一昌

書記 山本恭平

議事調査係長 太田智広

書記 宮嶋友之

書記 伊藤拓也

◎ 説明のため出席した者

市長 片峯誠

副市長 梶原善充

教育長 西大輔

企業管理者 石田慎二

総務部長 安永明人

行政経営部長 倉智敦

都市施設整備推進室長 高木宏之

市民協働部長 森口幹男

市民環境部長 中村雅彦

経済部長 諸藤幸充

福祉部長 古川恵二

都市建設部長 鬼丸力雄

教育部長 久原美保

企業局長 中村武敏

公営競技事業所長 山本康平

待機児童対策担当次長 山本雅之

都市建設部次長 今井一

財政課長 藤中道男

商工観光課長 松本日出登

土木管理課長 山本昭彦

土木建設課長 中村洋一

文化課長 久保山博文

企業管理課長 實藤和也